

# BizSTATION グループ一括契約サービス利用規定

(2021年9月13日最終改定)

(2014年2月10日制定)

## 第1条 BizSTATION グループ一括契約サービスおよび BizSTATION グループ一括契約サービス利用規定

1. BizSTATION グループ一括契約サービス（以下「Biz グループ一括契約サービス」といいます。）とは、統括会社として Biz グループ一括契約サービスをお申し込みのお客さま（以下「統括会社」といいます。）が、業務委託者として Biz グループ一括契約サービスをお申し込みのお客さま（以下「業務委託者」といいます。）と、統括会社と総称して「お客さま」ということがあります。）のために、業務委託者からの委託を受けて、BizSTATION により第2条第1項に定める所定のサービスを利用して取引等を依頼等するサービスおよびこれに付随するサービスのことをいいます。
2. 統括会社および業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION グループ一括契約サービス利用規定（以下「Biz グループ一括契約サービス利用規定」といいます。）、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定（①給与賞与振込取扱規定（BizSTATION）、②BizSTATION 承認締切時間延長サービス（あさまで総振）利用規定、③BizSTATION 承認締切時間延長サービス（2営業日前あさまで給振）利用規定、④BizSTATION 承認締切時間延長サービス（ひるまで総振）利用規定、⑤BizSTATION 承認締切時間延長サービス（2営業日前ひるまで給振）利用規定、⑥BizSTATION 振込入金メール通知サービス利用規定、⑦BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス利用規定、⑧BizSTATION 取引通知サービス利用規定および⑨BizSTATION 口座振替サービス利用規定を含みます。以下同じです。）が適用されることに同意します（BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz グループ一括契約サービスが含まれるものとします。）。なお、Biz グループ一括契約サービス利用規定と BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、Biz グループ一括契約サービス利用規定が優先されるものとします。
3. 統括会社は、本サービスのほか、BizSTATION に係る契約を締結し、本サービスおよび BizSTATION に係る代表口座を同一とする場合には、「振込」（BizSTATION 利用規定に定める意味によります。）および「振替」（BizSTATION 利用規定に定める意味によります。）に係る振込手数料引落方法等（以下「振込手数料引落方法等」といいます。）は、同一内容になることを要し、振込手数料引落方法等の内容が異なる場合には、振込手数料引落方法等の内容を統一するものとします。また、業務委託者は、本サービスのほか、BizSTATION に係る契約を締結し、本サービスに係る代表口座またはサービス指定口座を BizSTATION に係る代表口座と同一とする場合には、振込手数料引落方法等は、同一内容になることを要し、振込手数料引落方法等の内容が異なる場合には、振込手数料引落方法等の内容を統一するものとします。

## 第2条 Biz グループ一括契約サービスの内容

1. 統括会社は、業務委託者のために、Biz グループ一括契約サービスにおいて以下のサービス（以下「本件対象サービス」といいます。）を利用ることができ、当行は、統括会社に対して本件対象サービスを提供いたします。なお、第8条第2項によるお客様の申込みおよび当行による審査の結果、以下④および⑤の利用が認められないお客様は、以下④および⑤を除く各サービスをもって本件対象サービスとします。
  - ①総合／給与振込サービス（BizSTATION 利用規定に定める意味によります。）
  - ②Biz あさまで総振サービス（BizSTATION 承認締切時間延長サービス（あさまで総振）利用規定に定める意味によります。）
  - ③Biz あさまで給振サービス（BizSTATION 承認締切時間延長サービス（2営業日前あさまで給振）利用規定に定める意味によります。）
  - ④Biz ひるまで総振サービス（BizSTATION 承認締切時間延長サービス（ひるまで総振）利用規定に定める意味によります。）
  - ⑤Biz ひるまで給振サービス（BizSTATION 承認締切時間延長サービス（2営業日前ひるまで給振）利用規定に定める意味によります。）
  - ⑥Biz 振込入金メール通知サービス（BizSTATION 振込入金メール通知サービス利用規定に定める意味によります。）
  - ⑦Biz 組戻し・訂正サービス（BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス利用規定に定める意味によります。）
  - ⑧Biz 取引通知サービス（BizSTATION 取引通知サービス利用規定に定める意味によります。）
  - ⑨Biz 口振サービス（BizSTATION 口座振替サービス利用規定に定める意味によります。）
2. 統括会社および業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスの対象となるサービス指定口座として業務委託者の口座を当行に届け出たうえで登録し、統括会社の依頼により、この業務委託者の口座（以下「対象サービス指定口座」といいます。）について本件対象サービスにかかる取引の依頼等を行い、また、業務委託実績表の作成その他これに付随する当行所定のサービスを利用することができます。
3. 業務委託者は、統括会社が業務委託者の指定する者を業務委託者の利用者（以下「業務委託者利用者」といいます。）として登録することにより、Biz グループ一括契約サービスで統括会社が当行に依頼した自己の取引の明細等につき、BizSTATION 上で閲覧することができます。なお、業務委託者利用者は、この閲覧の権限のみを有し、取引依頼その他の権限を有しないものとします。また、業務委託者利用者には、統括会社または業務委託者に関する情報が開示されることがあります。

## 第3条 サービス管理責任者および登録利用者

1. 統括会社は、Biz グループ一括契約サービスの利用に際して統括会社を代表する責任者（以下「サービス管理責任者」といいます。）を当行所定の手続により届け出るものとします。
2. サービス管理責任者は、Biz グループ一括契約サービスの利用に関するサービス管理責任者の権限を一定の範囲で代行する、または Biz グループ一括契約サービスの利用に必要な操作権限等を保有する利用者（以下「統括会社利用者」といいます。）を当行所定の手続により登録できるものとします。なお、統括会社利用者には、その権限に応じて統括会社または業務委託者に関する情報が開示されることがあります。
3. ご登録いただく統括会社利用者および業務委託者利用者（総称して「登録利用者」といいます。）の数は、当行所定の登録限度数を超えることはできません。また、かかる登録限度数を超えない場合であっても、登録利用者が当行所定の登録数を超える場合には、当行は、その登録数に応じて統括会社から当行所定の手数料をいただきます。
4. サービス管理責任者の変更またはサービス管理責任者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出るものとします。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理責任者またはサービス管理責任者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって統括会社または業務委託者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. 登録利用者および登録利用者に関する登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更するものとします。当行は、登録の変更が完了するまでの間、登録利用者に変更がない、または登録利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって統括会社または業務委託者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、Biz グループ一括契約サービスが解約等により業務委託者との間で終了した場合でも、当該サービスが統括会社との間で存続している限り、当該業務委託者の業務委託者利用者にかかる登録は削除されないため、業務委託者利用者にかかる登録の削除が必要な場合には、統括会社において、当行所定の方法により業務委託者利用者の削除のための手続を行うものとします。

6. 当行が統括会社に対して Biz グループ一括契約サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所（代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。）、電話番号またはメールアドレスに対してもしくはセキュアメッセージにより行うこととし、かかる通知がなされた場合、登録利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

#### 第4条 統括会社による取引依頼等

1. 業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスによる自らの対象サービス指定口座に関する一切の取引、情報の受渡し等について、統括会社に委任のうえ必要なすべての権限を付与し、統括会社は、これを受任して当行所定の方法により Biz グループ一括契約サービスを利用するものとします。
2. 業務委託者は、統括会社および業務委託者の両者により当行に対して当行所定の解約依頼書を提出し、当行がこれを受け付けるまで、または Biz グループ一括契約サービスが解約等により終了するまで、前項の委任および権限の付与を取り消し、または撤回することができないものとします。
3. 統括会社は、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従い、当行に対して、当行所定の方法により対象サービス指定口座について本件対象サービスにかかる取引を依頼します。当行がこの依頼を受け付け、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従って依頼内容が確定した場合には、当行は、業務委託者の口座に関する取引として、これを実行いたします。業務委託者は、この統括会社の依頼に基づく当行による取引の実行をあらかじめ承のうえ、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き一切異議を述べません。
4. 当行が Biz グループ一括契約サービスに関して統括会社に対して提供した情報（セキュアメッセージによる連絡その他の BizSTATION を通じた連絡、電子メールによる連絡、書面による連絡を含みますが、これらに限られません。）については、統括会社は、自己および業務委託者のために受領するものとします。統括会社は、当該情報につき、必要に応じて直ちに業務委託者に提供するものとし、当行が統括会社に提供した時点で業務委託者にも当該情報のすべてにつき当行からの提供があつたものとみなします。
5. 統括会社は、本件対象サービスにかかる取引の実行の依頼のほか、当行に対して、当行所定の方法により、本件対象サービスに関する条件の設定その他の依頼を行うことができます。
6. 統括会社が Biz グループ一括契約サービスに関して当行に対して提供した情報については、業務委託者が同意し、承諾したうえで提供されたものとみなします。
7. 統括会社の代表口座その他のサービス指定口座と業務委託者のサービス指定口座との間の資金移動取引は「振替」（BizSTATION 利用規定に定める振替取引の振替をいいます。）には該当せず、当行は、これを「振込」として取り扱います。

#### 第5条 業務委託者による別途依頼の処理等

1. 業務委託者が、Biz グループ一括契約サービスによらずに別途自己の BizSTATION、当行窓口等において、対象サービス指定口座につき当行に対して本件対象サービスにかかる取引の依頼を行う場合には、当行は、統括会社による Biz グループ一括契約サービスによる依頼と業務委託者によるかかる別途の依頼とを、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定、その他当行所定の手続を満たす限り、いずれも受け付けたうえで、当行所定の方法により、実行することができます。
2. 業務委託者が、当行所定の方法により自ら指定した総合振込または給与賞与振込の資金の引落方法の変更を当行に対して依頼する場合には、当行は、かかる依頼に従い、当行所定の方法により、引落方法を変更することができます。
3. 業務委託者が、Biz グループ一括契約サービスによらずに別途当行窓口等において、統括会社が第4条第3項に従い依頼した本件対象サービスにかかる取引の訂正または組戻しを当行に対して依頼する場合には、当行は、かかる依頼に従い、当行所定の方法により、かかる取引の訂正または組戻しを行うことができます。
4. 業務委託者による前各項に定める依頼は Biz グループ一括契約サービスの対象外のものであり、当行は、これを Biz グループ一括契約サービスとは別に当行所定の利用規定等に従い取り扱います。
5. 業務委託者は、第1項または第3項に定める依頼を行う場合、事前に統括会社から承諾を得なければならず、当行は、当該承諾を得ずになされた依頼に基づき手続等を行った場合でも、統括会社および業務委託者に対し、責任を負いません。
6. 前各項の定めにかかわらず、統括会社が第4条第3項に従い依頼した本件対象サービスにかかる取引について一度組戻したうえで再振込を行い、さらにかかる再振込取引について再度組戻しを行った場合、その後になされる再振込取引については、統括会社において Biz グループ一括契約サービスにより訂正または組戻しを行うことはできず、業務委託者が別途当行窓口等において訂正または組戻しを行うものとします。

#### 第6条 情報利用等

1. 業務委託者は、統括会社がその BizSTATION により複数の者を業務委託者としてそれぞれ Biz グループ一括契約サービスを利用することがあることを確認し、了承いたします（かかる複数の者のうち業務委託者以外の者を「他の業務委託者」といいます。）。
2. 統括会社は、その責任において、業務委託者に関する情報を管理し、利用するものとし、この情報が他の業務委託者を含む第三者に開示または漏洩された場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
3. 当行は、Biz グループ一括契約サービスの提供に際して、統括会社に対して、対象サービス指定口座に関する一切の情報を提供することができるものとし、業務委託者はこれを了承いたします。
4. 統括会社および業務委託者は、各自の責任において、Biz グループ一括契約サービスにかかるそれぞれの契約者番号、業務委託者利用者等の個人情報、対象サービス指定口座についての本件対象サービスにかかる取引条件その他の Biz グループ一括契約サービスの利用に関して必要な情報をお互いに認識し、共有するものとします。

#### 第7条 利用手数料等

1. Biz グループ一括契約サービスの利用にあたっては、Biz グループ一括契約サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また Biz グループ一括契約サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、隨時ご確認ください。この場合、当行は、Biz グループ一括契約サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、統括会社の代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。Biz グループ一括契約サービス利用手数料および消費税が引き落とせなかつた場合、当行は、引き落とせなかつた額に相当する金額を登録されている統括会社のサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。なお、統括会社のサービス指定口座が外貨預金の場合は、引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引き落とすものとします。
2. 前項の手数料のほか、各取引にあたり、内国為替手数料ならびに振込組戻手数料および振込訂正手数料については業務委託者の対象サービス指定口座から、Biz 取引通知サービスの手数料および Biz 口振サービスの手数料については統括会社の代表口座から、それぞれ BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従って引き落とします。この場合、当行は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。

#### 第8条 利用申込等

1. Biz グループ一括契約サービスの利用を申込されるお客様は、Biz グループ一括契約サービス利用規定、BizSTATION 利

用規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込むものとします。

2. 本件対象サービスのうち第2条第1項④および⑤を利用されるお客さまは、Biz グループ一括契約サービス利用規定、BizSTATION 承認締切時間延長サービス（ひるまで総振）利用規定、BizSTATION 承認締切時間延長サービス（2営業日前ひるまで給振）利用規定およびBizSTATION 利用規定の内容をご了承のうえ、前項の申込みに加えて、当行所定の方法によりかかるサービスの利用を申し込むものとします。
3. お客さまは、第1項の申込みのほか、Biz 口振サービスの利用にあたり、統括会社および業務委託者と当行との間における当行所定の協定書を締結するものとします。なお、Biz 口振サービスの利用にあたっては、業務委託者が BizSTATION 口座振替サービス利用規定に定める委託者（収納企業）となり、統括会社が業務委託者のために業務委託者名義の口座を対象サービス指定口座として取引依頼を行います。
4. 統括会社および業務委託者は、当行所定の方法により、Biz 取引通知サービスの対象となる対象サービス指定口座として届出済みの口座につき登録を削除することができます。
5. Biz グループ一括契約サービスの申込をされるにあたっては、申込されるお客さまの選択した利用 OS（WindowsOS または macOS）を統括会社および業務委託者が使用するものとします。
6. 統括会社または業務委託者のお客さまが非居住者である場合、本サービスはお申し込みできません。

## 第9条 業務委託者による確認

1. 当行は、第4条に従い統括会社による本件対象サービスにかかる取引の依頼を受けてこれを実行し、または統括会社に対して本件対象サービスを提供いたします。
2. 対象サービス指定口座の残高不足等により資金引落処理ができない場合には、当行は、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従い統括会社による取引の依頼につき実行する義務を負いません。対象サービス指定口座の残高不足等または統括会社による依頼の遅れその他の不注意により、業務委託者の意図するとおりに、本件対象サービスにかかる取引が実行されないことがあります。
3. 当行は、Biz グループ一括契約サービスによる統括会社への本件対象サービスの提供にあたり、統括会社の依頼した取引の結果につき、統括会社の依頼内容およびBizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従い取引の実行その他の処理を行う限り、業務委託者に対し、責任を負いません。
4. 当行は、Biz グループ一括契約サービスまたはこれによる本件対象サービスに関して、業務委託者については、業務委託者から受任を受けた統括会社に対し、通知を行い、本件対象サービスにかかる取引についての照会、問合せ等につき応答等するものとします。また、当行は、Biz 取引通知サービスの明細表等の情報につき、統括会社に対して提供し、統括会社は、当該情報を自己および業務委託者のために受領するものとします。
5. 業務委託者は、統括会社の依頼等により対象サービス指定口座に関して自らの意図しない取引が実行されるおそれがあること、および当行が業務委託者に対して情報提供の責任を負わないことを認識し、了承のうえ、第2条第3項に従い取引の明細等を閲覧し、または統括会社に対して問い合わせを行い、Biz グループ一括契約サービスによる自らの対象サービス指定口座に関する取引について、自らの責任により確認するものとします。業務委託者がこの確認を怠ったことにより業務委託者または統括会社に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## 第10条 免責事項等

1. Biz グループ一括契約サービスの利用により、統括会社の取引の依頼の遅延・不能・意図せぬ取引依頼等の理由で業務委託者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. Biz グループ一括契約サービスの利用に関して、統括会社・業務委託者間の紛議等が生じた場合は、統括会社・業務委託者間で解決するものとし、当行は責任を負いません。
3. 当行は、第2条第3項に従った業務委託者利用者の登録または登録の削除その他の変更を行う義務を負いません。かかる業務委託者利用者の登録および登録の削除その他の変更は、統括会社の責任において行うものとし、業務委託者はこれを了承のうえ自らの責任のもとに取引の確認を行うものとします。
4. 統括会社は業務委託者の役員、従業員その他の統括会社に属しない者を統括会社利用者として登録することもできるものとし、当行は、これにより業務委託者その他の統括会社以外の者において本件対象サービスにかかる取引の依頼等が行われた場合でも、責任を負いません。
5. 当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き提供した取引実績表等の情報の変更または修正を行う責任を負いません。

## 第11条 解約等

1. Biz グループ一括契約サービスは、当行の都合でいつでも解約できるものとします。この場合には、当行は、統括会社の届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を統括会社の届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延長しましたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。統括会社は、当行からこの通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。
2. 統括会社および業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスを解約しようとする場合、当行所定の方法により、統括会社および業務委託者の連名にて当行に依頼のうえ、Biz グループ一括契約サービスを解約することができます。ただし、統括会社および業務委託者は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz グループ一括契約サービスを取り止めることはできません。
3. 統括会社は、前項に定める場合のほか、当行所定の方法により、当行に依頼のうえ、Biz グループ一括契約サービスを解約することができます。ただし、統括会社は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz グループ一括契約サービスを取り止めることはできません。統括会社は、かかる解約依頼を行ったときには、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。
4. 業務委託者は、第2項に定める場合のほか、当行所定の方法により、当行に依頼のうえ、Biz グループ一括契約サービスを解約することができます。ただし、業務委託者は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz グループ一括契約サービスを取り止めることはできません。業務委託者は、かかる解約依頼を行ったときには、直ちに、統括会社にその旨の通知をするものとします。
5. 統括会社が本件対象サービスにかかる取引を依頼した後に、(1)統括会社または業務委託者について、①支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があつたとき、②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、③口座開設申込時にした表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明したとき、④BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定に従いBizSTATION を解約すべき事由が生じたとき、(2)統括会社による本件対象サービスにかかる取引の依頼その他統括会社の操作が不正の目的にて行なわれたと認められるとき、(3)取引の依頼等について統括会社・業務委託者間の紛議等が生じたとき、または(4)その他Biz グループ一括サービスを提供することが不適切であると当行が判断したときには、当行は、なんらの催告なくして、当該取引を停止することができ、またはBiz グループ一括契約サービスの契約を解約することができます。かかる事由に基づき当行がBiz グループ一括契約サービスの契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が統括会社にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。統括会社は、当行からこの通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。

6. Biz グループ一括契約サービスの契約が前各項により解約される場合または停止される場合には、その解約時または停止期間は当行所定の方法により決定され、その解約または停止時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わず、万一これによつて統括会社または業務委託者に損害が生じた場合でも、当行はその責任を負いません。業務委託者は、前各項に従い取引停止または解約のなされることがあることを了承のうえ、自らの責任において、自らの対象サービス指定口座に関する一切の取引を処理するものとします。

## 第12条 通知

当行が Biz グループ一括契約サービスまたはこれによる本件対象サービスに関して業務委託者に対し通知をする場合、統括会社は、Biz グループ一括契約サービス利用規定で別途定める場合を除き、当該通知を業務委託者のために受領するものとし、当行は、統括会社に対して通知することにより、業務委託者に対しても通知をしたとみなすことができます。統括会社は、当行からかかる通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。

## 第13条 サービス内容または規定の変更

1. 当行は、Biz グループ一括契約サービスまたは Biz グループ一括契約サービス利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一統括会社または業務委託者に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. Biz グループ一括契約サービス利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のサービスまたは利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、統括会社および業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新の Biz グループ一括契約サービス利用規定をご確認ください。但し、当行ウェブサイトに掲載されていない諸規定（以下「ウェブ非掲載諸規定」といいます。）については、統括会社および業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された最新のウェブ非掲載諸規定の内容が記載された書面をご確認ください。統括会社は、業務委託者のために当行から受領した当該書面またはその写しを業務委託者に提供し、業務委託者が Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、事前に最新のウェブ非掲載諸規定を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる規定の内容を事前に確認するものとします。

## 第14条 申込および利用時における書面等の交付および確認

1. 統括会社は、Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、当行から交付され、業務委託者のために受領した書面（Biz グループ一括契約サービス利用規定を含みます。以下「受領書面」といいます。）またはその写しを業務委託者に提供し、業務委託者が Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された受領書面を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる受領書面の内容を事前に確認するものとします。
2. 統括会社は、Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、当行から提供され、業務委託者のために受領した情報（Biz グループ一括契約サービスの内容に関する説明を含みます。以下「受領情報」といいます。）を業務委託者に提供し、業務委託者が Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された受領情報を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる受領情報の内容を事前に確認するものとします。
3. 業務委託者は、Biz グループ一括契約サービスの申込みおよび利用にあたり、当行からの受領書面および受領情報の提供は全て統括会社を経由することに同意し、統括会社からの当該書面または情報の提供が不十分の場合や遅延した場合にも、当行に対して直接請求することはできないことに同意します。

## 第15条 補則

1. 平成 26 年 5 月 12 日以降、平成 27 年 3 月 6 日までに Biz グループ一括契約サービスのお申込み（当行手続き）が完了したお客様は、BizSTATION 電子証明書用 IC カード利用規定（以下「IC カード利用規定」といいます。）に従い、BizSTATION 電子証明書用 IC カード（以下「IC カード」といいます。）の利用を申し込んだものとみなされます。お客様は、Biz グループ一括契約サービスの利用にあたり、IC カードにより電子証明書を管理するものとします。
2. 当行は、前項第 1 文のお客さまに、当行所定数の IC カードおよび IC カードリーダライタを送付するものとし、お客様は、IC カード利用規定に従い、IC カードおよび IC カードリーダライタを利用・管理するものとします。なお、IC カードの追加、交換もしくは再発行または IC カードリーダライタの交換が必要な場合、IC カード利用規定に従い、申し込むものとします。
3. 平成 27 年 3 月 8 日以降、第 1 項第 2 文の規定は「お客様は、Biz グループ一括契約サービスの利用にあたり、IC カードにより電子証明書を管理する場合には、IC カード利用規定に従い管理するものとします。」と読み替えるものとします。
4. 第 1 項第 1 文及び第 2 項第 1 文は、Biz グループ一括契約サービスをお申込みになる以前に、すでに IC カードの利用を申し込んでいたお客様（申し込んだとみなされたお客様も含みます。）には適用されません。

以上